

A large red circle is centered on the page, containing the main title text in white. The text is arranged in two lines: the top line reads '焼酎・泡盛' and the bottom line reads '輸出ハンドブック'.

**焼酎・泡盛  
輸出ハンドブック**

～中国編～

日本貿易振興機構  
上海事務所、農林水産・食品部



## はじめに

『焼酎・泡盛輸出ハンドブック～中国編～』は、日本酒造組合中央会のご協力のもとに、これから焼酎・泡盛の輸出を始める方を対象に、中国への輸出に必要な情報をコンパクトにまとめたものです。

本編は、現地市場の状況を知るための「マーケット情報」、中国に輸出する際に知っておくべき現地規則や流通イメージを得るための「輸出の留意点」の2部から構成されています。

さらに、初めて輸出をする方からよく聞かれる質問をまとめた「よくある輸出のQ&A」、日本国内の輸出業者、現地輸入業者をみつけるためのアドバイスとして「輸出のヒント」を盛り込みました。

2013年焼酎の輸出額は17億738万円で、中国向けは約4億5,500万円となっており、2008年以降、常に首位の座にあります。

本ハンドブックが、中国向け本格焼酎・泡盛輸出関係者の一助となれば幸いです。

2014年7月

日本貿易振興機構

上海事務所、農林水産・食品部

# Contents

## 中国の焼酎マーケット …………… 1

- Q どのくらいの焼酎が中国に輸出されているのですか。
- Q 焼酎の主な販路を教えてください。
- Q 焼酎が販売されている店舗の形態を教えてください。

## 中国向け輸出の留意点…………… 6

- Q 現地の輸入規制、免許、手続きについて教えてください。
- Q 輸入関税、その他諸税について教えてください。
- Q 可塑剤の検査証明書は必要ですか。どこで取得できますか。
- Q ラベルなどの表示にきまりはありますか。

## よくある輸出のQ&A …………… 12

## 輸出のヒント …………… 22

A large blue circle is centered in the upper half of the page. Inside the circle, the text '中国の焼酎マーケット' is written in white, bold, sans-serif characters, arranged in three lines.

中国の  
焼酎  
マーケット

## 基本データ

人口	13億5,404万人 出所：中国国家統計局(2012年末時点)
在留邦人	150,399人 出所：外務省「海外在留邦人数調査統計(平成25年速報版)」
日系経済団体	法人会員：699社、個人会員：18名 2014年4月時点(中国日本商会)
宗教	仏教、イスラム教、キリスト教
言語	中国語(公用語)

## 日本からの 農林水産物・ 食品の輸出

中国は第4位

順位	国・地域	2012年 (100万円)	2013年 (100万円)	前年比 (%)
—	農林水産物・食品 輸出合計	449,687	550,523	22.4
1	香港	98,555	124,966	26.8
2	米国	68,827	81,851	18.9
3	台湾	60,989	73,526	20.6
4	中国	40,614	50,783	25.0
5	韓国	34,991	37,295	6.6
6	タイ	26,469	34,374	29.9

## 中国向け 農林水産物・食品の 主要輸出品目

	2012年	2013年
1	ホタテ貝(生・蔵・凍・塩・乾) 50億円	ホタテ貝(生・蔵・凍・塩・乾) 94億円
2	さけ・ます(生・蔵・凍) 32億円	さけ・ます(生・蔵・凍) 55億円
3	清涼飲料水 23億円	すけとうだら(生・蔵・凍) 38億円
4	播種用の種等 21億円	植木等 33億円
5	いか(生・蔵・凍) 21億円	播種用の種等 22億円
6	すけとうだら(生・蔵・凍) 18億円	アルコール飲料 14億円
7	植木等 18億円	丸太 14億円
8	アルコール飲料 13億円	かつお、まぐろ類(生・蔵・凍) 12億円
9	乾燥なまこ(調製) 13億円	デキストリン等 12億円
10	デキストリン等 10億円	清涼飲料水 12億円



## どのくらいの焼酎が中国に輸出されているのですか。

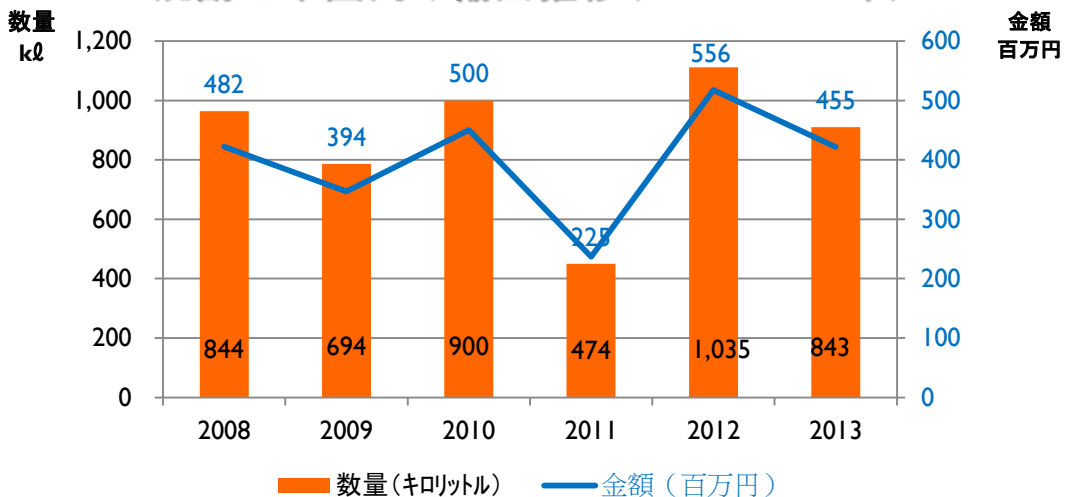


**輸出量・輸出額とも過去6年間首位。  
日本食レストランの増加等による伸びが期待。**

- ◆ 財務省の貿易統計によると、2013年の日本からの中国向け焼酎輸出量は約843キロリットル、輸出額は約4億5,500万円。対前年比は数量・金額とも約8割の水準となっています。過去6年間の輸出推移をみると、2008年のリーマン・ショックや2011年の東日本大震災による原発事故の影響、また同事故による在庫調整(同原発事故による輸入減少の反動から2012年には輸入が急増し、結果的に在庫を抱えることとなった)等で減少が見られたものの、市場における焼酎需要は日本食レストランの増加等により確実に伸びています。(2013年)
- ◆ さらに、上海や北京などの沿岸都市部だけでなく、近年では内陸地方都市においても日本料理店は増加傾向にあると言われており、今後も焼酎需要は伸びることが期待されています。

※2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故の影響で、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京の10都県からの全ての食品・飼料が輸入停止となっています。(2014年7月現在)

### 焼酎の中国向け輸出推移(2008-2013年)



出所:財務省『貿易統計』



## 焼酎の主な販路を教えてください。



日本人を対象とした高級日本食レストランや居酒屋です。

- ◆ 焼酎の主な販路は日本食レストランです。一部の中華料理店や欧米系レストランにて提供されているケースはありますが、いまだ限定的です。中国の日本食レストランの数について正確な統計はないものの、上海市内だけで現在2,000店舗以上あると言われており(中国人等が経営するいわゆる『日式料理』も含む)、増加傾向にあるとみられています。
- ◆ 一方で、焼酎の主な消費者層は「中国在住の日本人」や「日本をよく知る中国人」が大半を占めており、一般の中国人における知名度も消費量も低く浸透していないのが現状です。
- ◆ その反面、近年では一部の日本企業や中国・台湾企業などが安価な中国産焼酎を製造販売する動きも見られており、今後は一般の中国人の間でも焼酎の認知度アップが期待されています。
- ◆ このような流れの中で、日本産焼酎と現地産の差別化を図りつつ、「いかにして販路を拓げ販促に繋げるか」が重要になってきます。

### ★中国人の焼酎の飲み方

中国人の焼酎の飲み方は、ほとんどが水や氷を投入しないストレートです。中国の代表的な蒸留酒である白酒(パイチュウ)はショットグラスを一気に飲み干すという飲み方が習慣化されているように、酒を別の飲料で割る文化が一般化していません。また中国人の会食における酒の選び方は、彼らの「面子」にも大きく関わってくるため、「酒を薄めて飲む」という飲み方が一部では上品ではないと考えられ、あまり好まれないとも言われています。日本では多様な飲み方が焼酎の魅力の一つとも言えるので、中国向けに水やお湯で割る以外の新しい飲み方の提案なども今後の普及面での課題として挙げられます。





焼酎が販売されている店舗の形態を教えてください。



百貨店、高級スーパーマーケットなどで販売されています。

- ◆ 日本食レストラン以外では、百貨店内の食品売り場や高級スーパーなどでも販売されています。しかし、現状は小売店での販売量はそれほど多くなく、中国人には晩酌など家で1人で飲む習慣がないこと、日本における売価の2～3倍で販売されている日本産焼酎に対する日本人消費者の購買意欲は低いことなどが理由として挙げられます。
- ◆ また、「国慶節や旧正月前のギフトシーズンには日本の酒も売れる」として一部需要があります。季節ギフトは「見た目の華やかさ・高級感」が特に重要視されるため、中には商品価格よりも化粧箱に予算をかけて限定高級品として販促活動を行う中国企業も少なくありません。

### ★ 中国で好まれるデザイン

中国において焼酎を販売する上で重要なのがデザインです。中国人の心をくすぐる「高級感」と「日本産であること」を見ただ目で伝えることが必要になってきます。例えば、和紙ラベル、浮世絵、毛筆フォント、日本の仏閣や富士山などのロゴなどは中国人の間でも人気が高く、また日本の漢字・平仮名をそのまま記載したものが好まれます。中国向けだからといって中国語のデザインを作る必要はありません。原材料や産地、賞味期限など最低限必要な情報は通関時に中国語ラベルを貼り付けます。



中国向けデザインの例

A large red circle is positioned in the upper right quadrant of the page. Inside the circle, the text '中国向け 輸出の 留意点' is written in white, bold, sans-serif characters, arranged in three lines.

中国向け  
輸出の  
留意点



## 現地の輸入規制、免許、手続きについて教えてください。



**輸入許可は不要。  
ただし輸入酒類の卸売、小売業者は食品衛生許可証の取得が必要。**

中国に酒類を輸入するには、関連法令に記された法令・規則などを遵守することが必要となります。輸出に際しては、これらの法規を事前に理解しておくこと、そして輸出契約交渉においては中国の輸入者とこれらの法規に関する留意すべき事項(特に日本の輸出者の義務)について十分に協議を行い、その結果を輸出契約書に明記することが必要です。

### 【焼酎の輸入及び販売に関する規制】

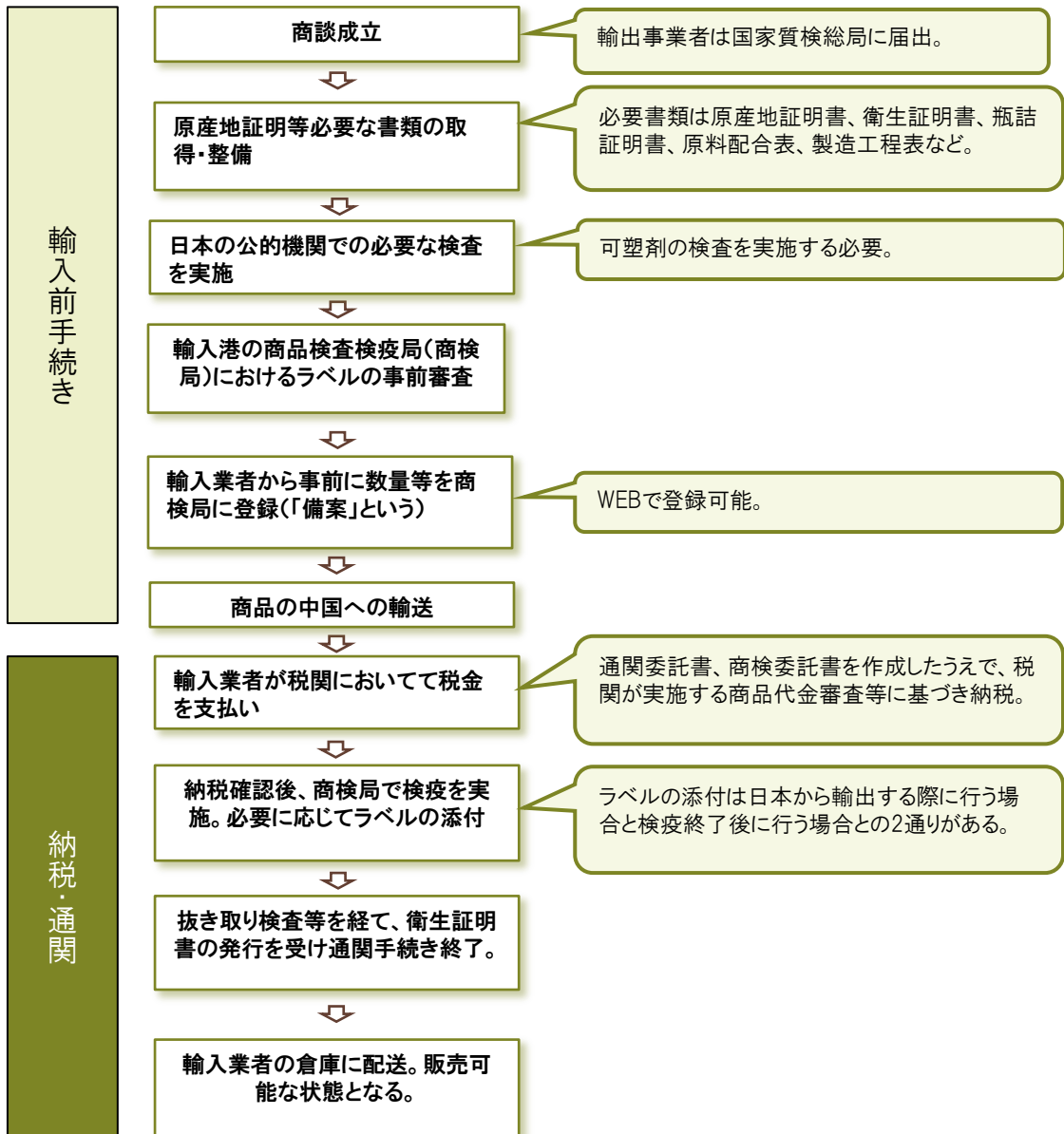
- ◆ 中国での焼酎の輸入及び販売は、主に「食品安全法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「輸入酒類国内市場管理弁法」、「中華人民共和国輸出入食品ラベル管理弁法」(以下「食品ラベル管理弁法」)、「中華人民共和国食品ラベル国家基準」などで規制されます。
- ◆ 「食品安全法」では、輸入食品は中国の食品安全国家基準に合致しなければならず、商品検査検疫局による検査を合格した後、税関が同機関の署名・発行した通関証明書に基づいて通関を許可すると規定されています。
- ◆ 輸入港の商品検査検疫局(以下、商検局)による検査に合格した商品には、同機関が「輸入食品衛生監督検査マーク」を貼り、衛生証明書(検査合格証)を発行しますので、それを基に通関手続きを行います。税関は、検査合格証をもとに税を徴収した後、通関許可します。検査不合格の商品は輸入できません。
- ◆ 輸入業者は輸出国で発行される産地証明書、衛生証明書を提示しなければなりません。
- ◆ 焼酎には輸入許可は必要ないものの、輸入業者の営業範囲には酒類を含まなければなりません。輸入酒類の卸売、小売に従事する場合は衛生行政部門の審査を受けた食品衛生許可証を取得しなくてはなりません。
- ◆ 税関が輸入港の商検局により発行される通過許可通知書に基づいて徴税した後、通関可能となります。同機関は輸入酒類に対して監督管理を行い、関税と輸入増値税を徴収し密輸を取り締まります。

#### ※食品安全法による規定

食品安全法では、「(中国国内の)輸入企業は、輸入する食品の安全性を評価する資料を衛生部門に提出しなければならない。中国に食品を輸入する企業は国家質量監督検疫総局(国家質検総局)へ報告、届け出なければならない、中国に輸出する食品を生産する企業は国家質検総局に登録しなければならない」(第65条)と規定されています。

## ▶ 日本から中国へ焼酎を輸出する際の手続きの流れ

※必要に応じて商標登録を行う。



出所： 関係者へのヒアリングによりジェトロ作成



# 輸入関税、その他諸税について 教えてください。



輸入関税のほか、消費税、増値税があります。

## ① 関税

焼酎(HS编码:2209.9090.99)の輸入関税は10%です。

中华人民共和国海关进出口税则 第四类 第二十二章

税则号列 Tariff Item	商品名称及备注	进口税率			出口		计量 单位	监管 条件	Article Description
		最惠	普通	暂定	退税率	税率			
22.08	未改性乙醇，按容量计酒精浓度在80%以下；蒸馏酒、利口酒及其他酒精饮料；								Undenatured ethyl alcohol of an alcoholic strength by volume of less than 80% vol; spirits, liqueurs and other spirituous beverages:
2208.2000	-蒸馏葡萄酒制得的烈性酒	10	180		15	17	升/千克	AB	-Spirits obtained by distilling grape wine or grape marc
2208.3000	-威士忌酒	10	180		15	17	升/千克	AB	-Whiskies
2208.4000	-朗姆酒及蒸馏已发酵甘蔗产品制得的其他烈性酒	10	180		15	17	升/千克	AB	-Rum and other spirits obtained by distilling fermented sugarcane products
2208.5000	-杜松子酒	10	180		15	17	升/千克	AB	-Gin and geneva
2208.6000	-伏特加酒	10	180		15	17	升/千克	AB	-Vodka
2208.7000	-利口酒及柯迪尔酒	10	180		15	17	升/千克	AB	-Liqueurs and cordials
	-其他：								-Other:
2208.9010	——龙舌兰酒	10	180		15	17	升/千克		——Tequila, Mezcal
2208.9010.10	濒危龙舌兰酒	10	180		15	17	升/千克	ABEF	Tequila, Mezcal, containing endangered plants
2208.9010.90	其他龙舌兰酒	10	180		15	17	升/千克	AB	Other Tequila, Mezcal
2208.9020	——白酒	10	180		15	17	升/千克	AB	——Chinese distilled spirits
2208.9090	——其他	10	180		17		升/千克		——Other
2208.9090.01	酒精浓度在80%以下的未改性乙醇	10	180		15	17	升/千克	AB	Undenatured ethyl alcohol of an alcoholic strength by volume of less than 80% vol
2208.9090.21	含濒危野生动植物成分的薯类蒸馏酒	10	180		17		升/千克	ABEF	Potato spirits containing endangered wild animals and plants
2208.9090.29	其他薯类蒸馏酒	10	180		15	17	升/千克	AB	Other spirits obtained by distilling potatoes
2208.9090.91	含濒危野生动植物成分的其他蒸馏酒及酒精饮料	10	180		17		升/千克	ABEF	Other spirits and spirituous beverages containing endangered wild animals and plants
2208.9090.99	其他蒸馏酒及酒精饮料	10	180		15	17	升/千克	AB	Other spirits, spirituous beverages

## ② 消費税

関税以外に、消費税が日本酒では10%、焼酎は種類により、5%あるいは20%+1元/

2014年进口商品消费税率表  
Consumption Tax on Import Goods 2014

商品编码	商品名称	税率	备注
2208909001	酒精浓度在80%以下的未改性乙醇	5%	
2208909021	含濒危野生动植物成分的薯类蒸馏酒	20%+1元/千克	
2208909029	其他薯类蒸馏酒	20%+1元/千克	
2208909091	其他蒸馏酒及酒精饮料	20%+1元/千克	
2208909099	其他蒸馏酒及酒精饮料	20%+1元/千克	

## ③ 増値税

他の商品と同様、一律17%の増値税がかかります。



## 可塑剤の検査証明書は必要ですか？ どこで取得できますか？

**必要です。日本海事検定協会、一般財団法人日本文化用品安全試験所等にて取得することができます。**

毎回輸出時に取得し、添付しなければなりません。申請から審査結果が判明するまで約20日間かかります。  
必須の測定項目は下記3点です。

Item	Unit	Results	Detection limit
Dibutyl phthalate(DBP)	μg/kg		
Bis(2-ethylhexyl)phthalate(DEHP)	μg/kg		
Diisononyl phthalate(DINP)	μg/kg		

### ※注意事項

上記Item名の中に( )に記載されている略名は必ず入れるようにしましょう。  
申請する際に、各種類を申請する必要があります。  
同じ種類であっても梱包形態が違っていると、申請する必要があります。



## ラベルなどの表示にきまりはありますか。



### 消費者保護のため、以下の実施規定が制定されています。

- ◆ 輸入した焼酎を中国国内で販売するためには、ラベルを貼ることが義務付けられています。
- ◆ 焼酎のラベルに関する関係法令は「包装済飲用酒ラベル通則」と「包装済栄養ラベル通則」であり、これに基づきラベルを作成・貼付する必要があります。
- ◆ 規定には曖昧な部分があり、運用にあたっては商検局の裁量の余地が大きいことから、港、担当者ごとに、あるいは時期により、異なる運用となる可能性があるため、注意を要します。
- ◆ ラベルは、輸出者の指示により日本側の生産者が作成して輸出港で貼り付ける方法と、輸入者が作成して輸入港の指定倉庫でラベルを貼り付ける方法の2つがあります。ラベル作成にあたっては、通関予定の港の担当者に事前に確認することをお勧めします。

#### ※ラベルの表示内容

ラベルは中国の国家標準である「包装済飲用酒ラベル通則」(GB10344-2005 (2007年10月1日正式実施))に基づき作成します。

表示しなければならない内容としては以下のとおりです。

①品名、②原材料名、③アルコール度数、④麦芽等の含有量、⑤製造業者名(原産国)および販売業者名、⑥製造年月日、⑦賞味期限、⑧保存方法、⑨内容量(ネット)、⑩警告表示(「過度の飲酒は健康を害する」「未成年は飲んではならない」)

その他、飲用方法、糖類等の含有量、葡萄酒等の甘口・辛口の区別なども表示することができます。

ただし「健康によい」、「寿命が伸びる」などのような表示はできません。

なお、ラベル作成にあたっては、

■産地証明書 ■衛生証明書 ■瓶詰証明書

■原料配合表(製造業者が捺印したもの) ■製造工程表(製造業者が捺印したもの)

などが必要となります。

(注意事項)

輸入者が作成して輸入港の指定倉庫で貼付する場合、輸入申告時に各商品に貼るラベルの見本を商検局に提出します。審査を通れば、輸入通関後に指定倉庫で各商品にラベルを貼ります。この際、貼付の費用が発生しますので注意が必要です。

市販用に限らず、業務用の原材料品にも中国語表示が要求されます。

日本語のラベルの上に中国語表示を貼ることは可能ですが、製造年月日と賞味期限日の両方の日付を記載する必要があります。

日本のように「個別包装紙込み」内容量は認められません。ネット重量を中国語ラベルに表示します。

中国語の説明書は、現在のところ必須ではありません。現在、中国語のラベルを貼られている商品を見る限り、原材料などの表示のみで説明書のないものが大半です。

添加物は、化学名まで詳しく記載しなければなりません。日本で使用が認められている食品添加物の中には、着色料の赤色104号や106号など中国では認められていないものもありますので事前の確認が必要です。

ラベルに輸入者の企業登録番号を記載することは必須です。ただし、メーカーの登録番号は要求されていないようです。バーコードは販売するために必要です。

包装容器については、食品容器と包装材料についての関係法令に適合していることが必要です。

登録商標を使用する場合は、「注冊商標」(登録商標を意味する中国語)の4文字を明確に表記することが必要です。

(他のラベル作成にあたっての関連法令)

◎(GB 7718 - 2011)食品安全国家标准「包装済食品ラベル通則」

(発布日2011年4月20日、施行日2012年4月20日)

本基準は直接消費者へ提供される包装済食品のラベルと、間接的に消費者に提供される包装済食品(例えば、バルクで輸入され中国国内で小分けされるような商品)のラベルを作成する際に適用されます。

◎(GB 28050 - 2011)食品安全国家标准「包装済食品栄養ラベル通則」

(発布日2011年10月12日、施行日2013年1月1日)

本基準は包装済食品の栄養情報に関するラベルの作成に適用されます。ただし、アルコール含有量 $\geq 0.5\%$ の飲料は栄養情報を表示する必要はありません。もし包装に栄養情報を表示しようとする場合は、本通則に準拠する必要があります。





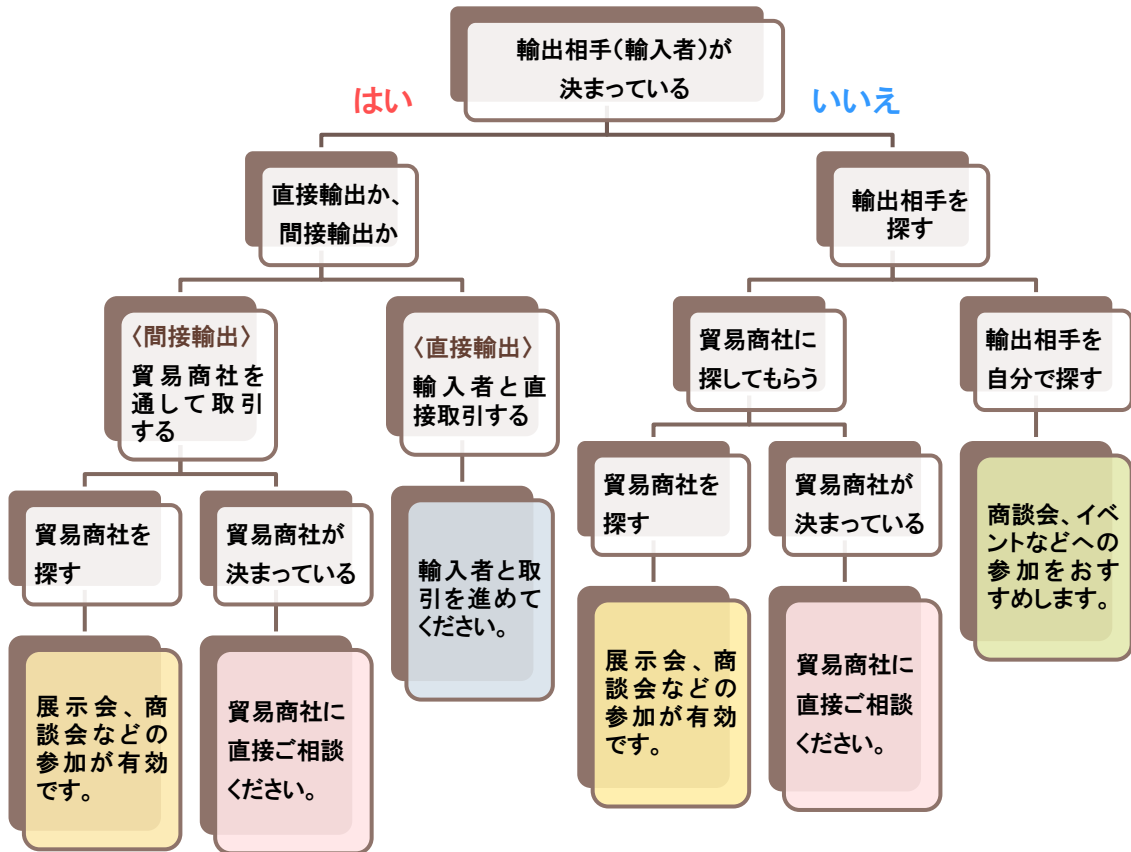
よくある  
輸出の  
Q&A

# Q1

輸出をしたいけれど、  
何から始めたらよいかわかりません。

# A

フローチャートでみてみましょう。



初めての輸出、  
うまくいか  
心配です…

## 貿易会社を通しての取引をおすすめします。

初めての輸出であれば、貿易会社を通しての間接輸出をお勧めします。貿易会社を通さずに直接輸出する場合、現地の言語もしくは英語での交渉が必須となり、相応の社内体制と人材が必要となります。また、海外からの代金回収にはリスクを伴います。

間接輸出であれば、国内の貿易会社との受発注で、代金も国内決済です。まずは、間接取引で慣れてから、直接取引を考えてみるとよいでしょう。

# Q<sup>2</sup>

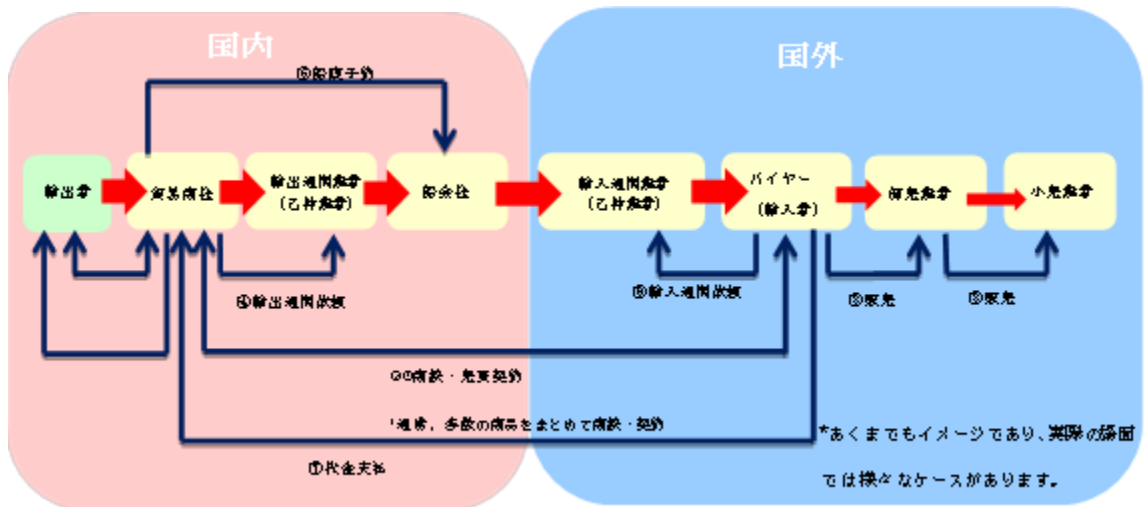
## 輸出の流れを教えてください。

# A

### 貿易会社を通す場合と、通さない場合で異なります。

#### ▶ 間接輸出(貿易会社を通して行う場合)

貿易会社を通して輸出を行う場合、日本側の輸出者は①日本の貿易会社と商談を行い、②売買契約を結びます。貿易会社もまた、①海外のバイヤー(インポーター)と商談を行い、②売買契約を結びます。二つの商談及び販売契約のタイミングは、ケースによってさまざまです。③貿易会社から輸出者に商品の代金が支払われます。貿易会社は輸出通関業者(乙仲業者)に④日本輸出通関依頼を行います。また、⑤船会社に船腹予約を行います。現地に貨物が到着したところで、バイヤーから現地の輸入通関業者に⑥中国輸入通関依頼が行われ、バイヤーから⑧卸売業者⑨小売業者へと商品が流通します。⑦代金は、バイヤーから貿易会社に支払われます、



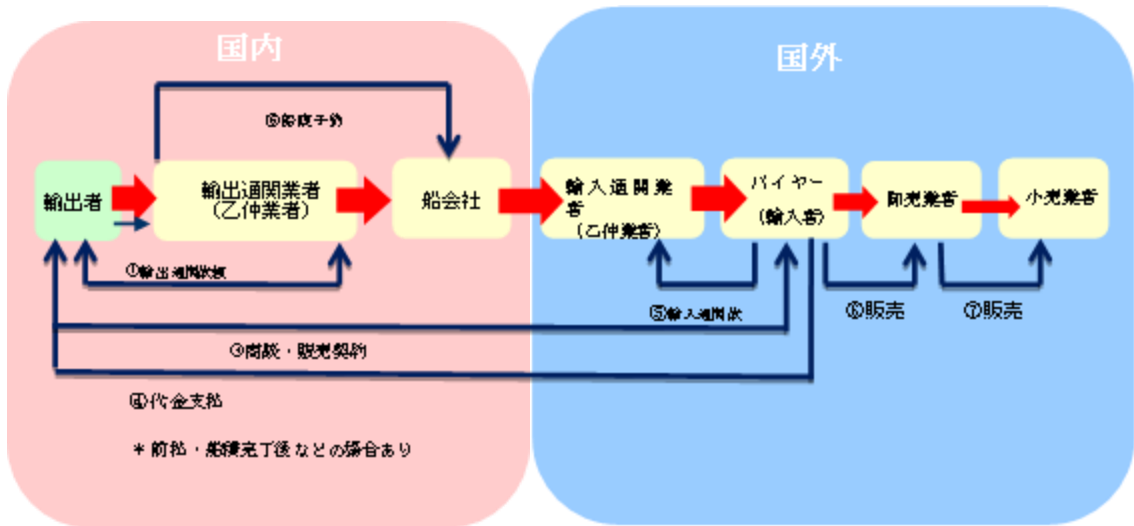
→ 商品の流れ

※注

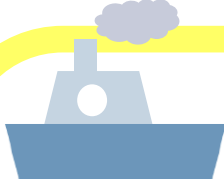
- ①バイヤーと商談成約後に、バイヤーから日本国内の貿易会社を指定されるケースが多く見られます。
- ②輸出者、貿易会社(日本)、海外バイヤーの三方で貿易契約を締結することをお勧めします。

## ▶ 直接輸出(貿易会社を通さない場合)

貿易会社を通さない場合、①日本側の輸出者は海外のバイヤー(輸入者)と商談を行います。売買契約が成立したところで、②輸出者は輸出通関業者(乙仲業者)に輸出通関依頼を行い、③船会社に船腹予約を行います。④支払のタイミングはさまざまですが、通常、前払い、もしくは船積み完了後にバイヤーから輸出者に代金が支払われます。現地に貨物が到着したところで、⑤バイヤーから現地の輸入通関業者に輸入通関依頼が行われ、バイヤーから⑥卸売業者⑦小売業者へと商品が流通します。



→ 商品の流れ



## 船腹の予約

船腹の予約の際には、使用するコンテナの種類を決めなければなりません。酒類の輸送に使われるコンテナには、「ドライコンテナ」と「リーファーコンテナ」があります。

ドライコンテナは一般的なコンテナで、価格はリーファーコンテナに比べ安いのですが、温度管理ができません。

リーファーコンテナは、コンテナ内部に冷凍機がついており、壁には断熱材が入っています。冷凍機と断熱材の厚みの分、ドライコンテナより内寸が小さくなっていますが、一定の温度で貨物を運ぶことができます。

商品の品質保持のため、リーファーコンテナが有効ですが、仕向地、季節、貨物の輸送保存温度の要求、及び運送コストとの兼ね合いによりコンテナの種類を選んでください。

# Q3 A

輸出手続きに必要な書類を  
教えてください。

以下の書類が必要です。

## 【日本からの輸出手続き時点】

- 輸出申告書
- コマーシャル・インボイス(商業送り状)
- シッピング・インストラクション(船積依頼書)
- パッキングリスト(梱包明細書)
- 委任状
- ブッキングリスト(船腹予約書)
- その他

海上貨物保険などを付保する際は、その申込書が必要となります。

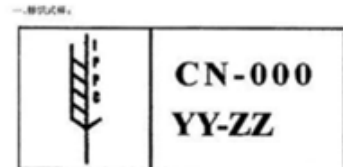
## 【中国への輸入手続き時点】

- 輸入通関書
- コマーシャル・インボイス(商業送り状)
- PACKING LIST
- B/L
- 契約書
- 通関委託書
- 検査委託書
- 梱包説明（木製の場合はIPPC認証マークの貼付、及び燻蒸証明書が必要。非木製の場合は非木材梱包使用説明書が必要。）

※IPPC: 国際植物防疫条約

出境貨物木質包裝除害處理標記要求

IPPC = 国際植物保護条約の英文略語  
XX = 国際標準化機構(ISO)が規定する2  
文字の国番号  
000 = 輸出国植物検疫機構が承認した木  
材梱包生産企業の番号  
YY = 有害生物駆除処理方法



- 包装食品には、中国語ラベル、中国語説明書をつける必要あり。
- 原産地証明書
- 審査済みの中国語ラベル(ラベル作成時に別途必要な書類あり。)
- 日本語ラベルの翻訳

## 間接輸出

貿易会社を通しての間接輸出の場合、書類のほとんどは貿易会社が用意することになります。ただし、原材料や輸出する貨物の個数、数量、容積など、製品に関する情報は貿易会社にはわからないため、生産者が情報提供することになります。

## 直接輸出

貿易会社を通さず直接輸出する場合は、書類の作成から船腹の予約、通関業者への依頼まですべて輸出者が行います。

## □ 輸出申告書

日本から海外に貨物を輸出する際に税関に提出する書類です。書類の受理によって輸出許可を得ます。

## □ コマーシャル・インボイス(商業送り状)

日本語で言うと「送り状」または「仕入書」です。この書類は輸出通関時に輸出申告書と一緒に税関に提出する必要があります(関税法第68条第1項)。そして、関税法施行令第60条第1項では「仕入書への記載事項」が、以下のように定められています。

- ① 当該貨物の記号、② 番号、③ 品名、④ 品種、⑤ 数量および価格、⑥ 当該貨物の仕入書の作成地、⑦ 作成の年月日、⑧ 仕向地および仕向人

このほか、一般に記載すべき内容としては、輸出者名・住所、輸入者名・住所、船名、出港予定日、出港場所、入港場所、契約条件(インコタームズに基づくものなど)、支払方法などです。

## □ シッピング・インストラクション(船積依頼書)

Bill of Lading(船荷証券:B/L)もしくは、Air Waybill(航空貨物運送状)を作成するための情報として、通関業者から指定された内容を通関業者が指定した書式、もしくは任意の書式に記載します。この書式のことをシッピング・インストラクションといいます。この情報をもとにB/LやAir Waybillが作成されるので、間違いのないよう十分注意をして作成してください。

## □ パッキングリスト(梱包明細書)

日本語で言うと「梱包明細書」です。これは船積み明細ともよばれ、輸出する貨物の個数、重量、容積(立方メートル)等が記載されています。法律上では税関提出書類とはされていませんが、商慣習上では添付するのが一般的です。

また、関税法68条第2項で「仕入書だけで輸入貨物の課税標準(関税・消費税の計算根拠)を決定することが困難なときは、税関は必要な書類を提出させることができる」と規定されています。輸出書類に関しても、この規定が準用されますので、最初から用意しておいたほうがよいでしょう。

## □ 委任状

通関業者と初めて取引を行うときに用意すべき書類です。通関業法第22条第1項では、通関業者は通関業務に際して帳簿類を設けることが明記されており、かつ、それらを一定期間保存することが義務付けられています。その帳簿の一つとして、通関業法施行令第8条第2項第2号で、「通関業者は通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類」があげられています。そのために通関業者は任意の書式で「委任状」を顧客(輸出入通関を依頼した者)より取得しています。

## □ ブッキングリスト(船腹予約書)

船腹の予約をする際に提出します。

HSコードって何ですか？

## HSは商品につけられた世界共通の「背番号」

「HSコード」とは、ありとあらゆる商品の名称および分類を世界的に統一する目的で作られた6桁のコード番号のことで、日本語では「輸出入統計品目番号」「関税番号」「税番」などと呼ばれます。6桁の数字は世界共通の番号で、さらに細かい分類は国によって異なります。例えば、日本から輸出する際の焼酎のHSコードは「2208.90-100」ですが、中国、香港で焼酎を輸入する際は、単一のHSコードはなく焼酎は「その他蒸留酒」に含まれるため、「2208.90-90」が使われます。

実務面においては、通関時にHSコードを特定する必要があります。また、輸出の場合、輸入者が当該国の輸入税額を特定するために、輸出者に6桁のHSコードを尋ねてくる可能性があります。

HSの分類改訂は、時代の流れに沿って、ほぼ5年ごとに定期的に見直しが行われます。

4  
Q

酒類の輸出には免許が必要ですか？

A

酒類の輸出には「輸出酒類卸売業免許」又は「一般酒類小売業免許」が必要です。

酒類の輸出には「輸出酒類卸売業免許」又は「一般酒類小売業免許」が必要です。海外の輸入者によっては、「輸出酒類卸売業免許」を持っていないと取引しない企業もあるようです。

中国において酒類卸売、小売に従事する場合は「酒類流通届出登記表」も必要となります。酒類流通管理弁法に基づいて、営業許可証を取った60日以内に、属地管理原則に従い、登記登録地工商行政管理部門の等級商務主管部門に届出登記をしなければなりません。

注) 酒類製造者が自ら製造した酒類を輸出する場合には、これらの免許は必要ありません。

5  
Q

貿易商社や輸出相手はどのように探したらよいでしょうか。

A

展示会、商談会などの参加が有効です。

輸出相手、貿易商社などが決まっていない場合は、国内外のバイヤーが集まる展示会・商談会などへの参加が有効です。

**CHECK!****輸出先で輸入可能か確認しましょう。**

東日本大震災以降、日本からの食品輸入に対して各国で輸入規制がかけられています。輸出したい商品が輸出先で規制対象とされていないか確認が必要です。また、輸出できる場合は産地や安全を証明する書類の添付が必要となる場合もあります。規制は日々更新されていますので、以下のサイトで最新の情報をご確認ください。

- 国税庁ウェブサイト『酒類を輸出する酒類業者の皆様へ』  
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/sake/index.htm>



## ▶ 参考

中国の現行法規制度【国家質量監督檢驗檢疫総局《日本から輸入食品農産品檢驗檢疫監督管理公告》】(総局2011年第44号公告)(発布日2011年3月24日、施行日2011年3月30日)国家質檢食函(2011)411号(発布日2011年6月13日、施行日2011年5月22日)

- ◆ 日本からの食品輸入禁止措置を拡大 - 食品輸入禁止地域を5県から10都県に(中国)
- ◆ 国家質量監督檢驗檢疫総局(以下、質檢総局)は2011年5月22日、日本からの食品の輸入禁止措置を、これまでの福島、栃木、群馬、茨城、千葉の5県に宮城、新潟、長野、埼玉、東京を加えた10都県に拡大すると発表した(国家質量監督檢驗檢疫总局《关于进一步加强从日本进口食品农产品檢驗檢疫监管的公告》)(総局2011年第44号公告)。また対象となる品目は、食品全般に飼料が加わった。今回発表された措置では、この他の地域からの輸入食品についても、日本政府の放射物質検査証明や原産地証明の提出を求めると共に、輸入の際に放射性物質の検査を実施し、不合格の場合は公表するなど、日本からの食品輸入管理をさらに強化、拡大する内容が含まれています。
- ◆ 質檢総局は食品安全法および同実施細則、輸出入動植物檢疫法および同実施細則の規定に基づき、福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉10都県からの上記食品の輸入を禁止するなど、以下の5つの措置を発表した。
- ◆ 日本のその他地域(10都県以外)で生産された食品、食用農産品および飼料については、檢疫時に日本政府の放射性物質検査証明、原産地証明の提出が必要となります。各地の檢疫機構(CIQ)は輸入される食品、食用農産品および飼料に関し、放射性物質の検査を実施し、合格したものは輸入が許可されるが、不合格なものについては規定に基づき公表します。
- ◆ 各地のCIQは、規定に基づき日本から輸入される食品の輸出業者、もしくは代理業者全てに対して、登録管理を実施します。
- ◆ 日本食品の輸入業者に対しては、輸入および販売記録制度を構築します。日本からの輸入食品の名称、規格、数量、生産日時、生産もしくは輸入番号(中国語では「批号」)、保存期間、輸出業者或いはバイヤーの名称、連絡先、取引日時などの内容を記録します。
- ◆ 日本からの水産物輸入(HS番号:0302110000-0307999090、1212201010-1212209090、1603000090-1605909090)に関しては、事前の檢疫手続きが必要となります。輸入動植物檢疫許可証申請表には次の内容を明記しなければなりません。
- ◆ (1)「原産地」欄・・・水産物原料の養殖地区(県名、或いは捕獲地域および国連FAOの漁業地域番号)。
- ◆ (2)「運送経路」欄・・・加工工場の住所および産品輸送経路(日本の国内輸送において経由した都道府県名および貨物を輸出した港名)の明記

輸出業者の登録管理は、既に食品安全法の中で規定されている内容です。



輸出免税があると聞いたのですが。

**輸出のために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。**

酒類製造者が自ら輸出、または輸出業者を通じて輸出するために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。

当該酒類に係る酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、次の要件を満たした酒税納税申告書の提出が必要です。

- ・期限内申告であること。
- ・申告書に輸出(未納税移出)した酒類の税率適用区分、数量等を記載した酒類の明細書を添付すること。

なお、諸手続きは、製造者がみずから輸出する場合と、輸出業者を通じて輸出する場合で異なります。詳しくは、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。

★国税庁『酒類の輸出免税等の手続きについて』

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sake/01.pdf>



中国への輸出手続きの際、トラブルになりそうな注意点。

よく発生する6つの問題点を以下に挙げます。

① ラベル審査での不合格、商品検査局の標準に適合していない。

(対応例)ラベル作成に関係する関係法令の要求に従い、内容を確認し、再度作成。事前に専門業者に依頼した方が迅速に、正確に完成させることができます。ただし、その際には費用が発生いたしますのでご注意ください。

② ラベルの貼付位置が適切ではない。

(対応例)商品検査局の要求により、適切な位置に貼り直してください。上記①と同様、専門業者に依頼することをお勧めします。

③ 包装検査の結果が申告内容と一致しない。

ア)木製PPC梱包が実際の申告内容と一致しない場合

(対応例)状況説明書を提出、申告内容と実際の梱包状況に違いが発生した原因を説明し、事前に”燻蒸証明書”を提出。

イ)木製梱包と実際の申告内容が一致しない場合

(対応例)直ちに木製梱包を廃棄、または商品検査局の要求により処理しなければならない。

④ 日本政府から発行された放射線物質検査証明、原産地証明などが提出されていない。

(対応例)日本から輸出される前に日本政府から発行される放射線物質検査証明、原産地証明を申請しなければならない。申請していない場合は、輸入することが出来ません。

⑤ 価格審査にあたって、申告した価格が適切なものと認められない。

(対応例)購入時単価(領収書)、全ての輸出入関連費用を提出し、税関と交渉します。

⑥ 商品抜取検査が不合格となり、衛生証明書が取得できない。

(対応例)輸入する事が出来ません。貨物を返却する手続きを行います。

## 直接輸出に関するQ&A

**Q<sup>8</sup>** 輸出通関業者(乙仲業者)を探す方法を教えてください。

**A** **日本通関業連合会の検索システムが便利です。**

日本通関業連合会のインターネット検索システムでは、通関手続きを行う輸出貨物の出荷港(海港、空港)や品目から通関業者の検索ができます。

通関業者検索システム

<http://www.tsukangyo.or.jp/search/>

**Q<sup>9</sup>** 通貨の違いによるリスクはありますか？

**A** **直接輸出の場合は為替変動のリスクがあります。**

自国通貨と異なる通貨で取引する場合、自国通貨へ交換する際の外国為替相場は日々変動するため、為替の変動リスクが発生します。特に相場の変動が激しい場合は、売買の利益がなくなる可能性もあるため、あらかじめリスクの回避策を講じておく必要があります。方法としては、取引通貨を自国通貨とすることが確実ですが、それが難しい場合は、為替予約※などいくつかの方法があります。

※将来の一定期間に一定の為替相場(レート)で外貨を売買する契約。

**Q<sup>10</sup>** 代金をきちんと回収できるか心配です。

**A** **全額もしくは半額の前払いが安全です。**

貿易取引は、国内取引と違って、商品の授受と代金の支払いを同時に行うことは困難であり、時間差が生じます。したがって、後払いの場合は、輸出者が代金回収前に商品を出荷することになるため、代金を回収できないリスクを負うこととなります。リスクを回避するためには、代金の全額もしくは半額を前払いでもらうことをおすすめします。

また、信用状を利用して銀行が代金の支払いを保証することで未払いのリスクを回避することもできますが、実際使われるケースは少ないようです。



Q11 輸送時に商品が破損した場合の保障はありますか。

A 貨物海上保険の付保で損害をカバーできます。

貿易取引は、一般的に国内取引に比べ輸送距離が長いため、運送に時間がかかるとともに運送上の事故による貨物の変質や損傷などの損害が生じるリスクも高くなります。このリスクを回避するために、貨物海上保険※を付保して損害をカバーすることが必要です。

付保する条件によりますが、万一貨物への損害が生じた場合は、通常CIF価格に10%の希望利益を加えた保険金額を限度として保険金の支払いを受けることができます。なお、貨物海上保険は輸出、輸入、三国間貿易を対象とし、航空貨物に関するものも含まれます。

付保する条件は、当該貨物が輸送中に遭遇するリスクに対して、必要十分なものとしなければなりません。また、自身のために保険をかけるのか、販売相手のために保険をかけるのか、売買条件によって異なってきますので、特にCIF、CIP条件での契約の場合は契約時に相手方と保険条件について十分つめておくことが必要です。

※貨物の海上輸送中の危険を担保する保険。



輸出の  
ヒント

# 1 商談会、見本市などのイベントを活用しましょう

日本および世界各地で開催される商談会や見本市などのイベントは、国内外のバイヤーと出会うチャンスです。商談相手のバイヤーは、基本的に日本製品に興味があるので、自社製品の売り込みの場として最適です。自社製品に対するコメントや、市場の傾向、競合商品の動向をバイヤーから直接聞くことができます。また、時間、経費両面でも効果的といえます。

## 国内

### ■ 日本酒・酒類輸出商談会

in 福井

2014年7月28日

会場：ホテルフジタ福井

主催：ジェトロ福井、ジェトロ金沢

### ■ FOODEX JAPAN

2015年3月3～6日

会場：幕張メッセ

<http://www3.jma.or.jp/foodex/ja/index.html>

### ■ 日本酒・酒類輸出商談会

in 広島

2014年8月1日

会場：リーガロイヤルホテル広島

主催：ジェトロ広島

### ■ アグリフードEXPO

2014年8月20、21日

東京会場：東京ビックサイト

<http://www.exhibitiontech.com/afx/index.html>

## ジェトロの 取り組み

ジェトロでは、日本酒・酒類の輸出に関する商談会やイベントを開催しています。上記は実施例の一部ですが、参加者の募集等はウェブサイトの「イベント情報(農林水産・食品)」に掲載されますので、ご確認ください。

<http://www.jetro.go.jp/industry/foods/events/>

## ■ SIAL CHINA (上海)

中国最大級の食品・飲料見本市。  
<http://www.sialchina.com/>

## ■ FHC CHINA (上海)

中国で行われる大規模な国際食品見本市。2012年は酒類をテーマにしたPRコーナーも併設され、成約の水準は震災前を上回った。  
<http://www.fhcchina.com/en/index.asp>

## ■ FOOD EXPO (香港)

香港最大の国際食品見本市。日本からの出展数は参加国中最大。  
<http://www.hktdc.com/fair/hkfoodexpo-en/HKTDc-Food-Expo.html>

## ■ International Wine &amp; Spirits Fair (香港)

アジア最大級の酒類専門見本市。2012年は15社の蔵元が出展し、中国、香港、シンガポール等のバイヤーと商談を行った。  
<http://www.hktdc.com/fair/hkwinefair-en/>

## ■ FOOD TAIPEI (台北)

台湾最大の食品見本市。  
<http://www.foodtaipei.com.tw/>

## ■ FOOD WEEK (ソウル)

韓国最大の国際食品見本市。2012年は居酒屋ブームを背景に、ビール、日本酒等が人気であった。  
<http://foodweek.co.kr/wp/japanese.html>

## ■ Thaifex (バンコク)

アジア最大規模の国際食品見本市。  
<http://www.worldoffoodasia.com/>

## ■ EQUIPOTEL(サンパウロ)

50年の歴史を持つ、南米で最大級のホテル・レストラン関連見本市。2012年は日本酒をテーマにした小セミナーが人気であった。  
<http://www.equipotel.com.br/>

## ■ SIAL (パリ)

欧州最大級の食品・飲料見本市。日本からは、飲料、調味料、米を中心に出品されている。  
<http://www.sialparis.fr/>

## ■ SUMMER FANCY FOOD SHOW (ニューヨーク)

米国東海岸最大級の総合食品見本市。2012年は、日本酒・焼酎を扱う日本企業も出展。  
<http://www.specialtyfood.com/fancy-food-show/>

## ■ WINTER FANCY FOOD SHOW (サンフランシスコ)

日本食ユーザーが最も多い米国西海岸で最大級の食品見本市。

## ■ SIRHA (リヨン)

欧州最大の外食見本市。2012年に日本パビリオンを初めて設置し、調味料、飲料を中心に日本の味をアピールした。  
<http://www.sirha.com/>

## ■ BIOFACH (ニュルンベルク)

欧州最大級のオーガニック見本市。  
<http://www.biofach.de/>

## ■ IFE (ロンドン)

英国最大の総合食品見本市。日本からは日本酒等の飲料を中心に出品。  
<http://www.ife.co.uk/>



# 2 輸出に関するご質問は 相談窓口をご利用ください。

## ◆ 国税局窓口

各国税局酒税課(沖縄国税事務所においては間税課)へご相談ください(個別の免許相談については、最寄りの税務署の酒類指導官へお問合せください)。

事務所名	電話番号 (代表)	所在地
札幌国税局	011-231-5011	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
仙台国税局	022-263-1111	〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎
関東信越国税局	048-600-3111	〒330-9719 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
東京国税局	03-3216-6811	〒100-8102 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館
金沢国税局	076-231-2131	〒920-8586 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎
名古屋国税局	052-951-3511	〒460-8520 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
大阪国税局	06-6941-5331	〒540-8541 大阪府中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
広島国税局	082-221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館
高松国税局	087-831-3111	〒760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
福岡国税局	092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
熊本国税局	096-354-6171	〒860-8603 熊本市中央区二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館
沖縄国税事務所	098-867-3601	〒900-8554 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎

## ◆ジェットロ農林水産・食品輸出相談窓口

事務所名	電話番号	所在地
本部	03-3582-5646	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
大阪本部	06-6447-2307	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビル5階
ジェットロ北海道	011-261-7434	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
ジェットロ青森	017-734-2575	〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5階
ジェットロ盛岡	019-651-2359	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3階
ジェットロ仙台	022-223-7484	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング18階
ジェットロ秋田	018-865-8062	〒010-0951 秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1階
ジェットロ山形	023-622-8225	〒990-0042 山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4階
ジェットロ福島	024-947-9800	〒963-0115 福島県郡山市南2-25 ビッグパレットふくしま3階
ジェットロ茨城	029-300-2337	〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同 庁舎4階
ジェットロ千葉	043-271-4100	〒261-7123 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン(WBG)マリブイースト23階
ジェットロ関東	03-3582-4953	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 〔管轄地域: 栃木県、群馬県、埼玉県、東京都〕
ジェットロ横浜	045-222-3901	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル2階
ジェットロ山梨	055-220-2324	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨4階
ジェットロ長野	026-227-6080	〒380-0936 長野県長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館1階
[同]諏訪支所	0266-52-3442	〒392-0021 長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5階
ジェットロ新潟	025-284-6991	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル5階
ジェットロ富山	076-444-7901	〒930-0866 富山県富山市高田527 情報ビル2階
ジェットロ金沢	076-268-9601	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4階
ジェットロ福井	0776-33-1661	〒918-8004 福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6階

## ◆ジェット口農林水産・食品輸出相談窓口

事務所名	電話番号	所在地
ジェット岐阜	058-271-4910	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館第一棟6階
ジェット浜松	053-450-1021	〒432-8036 静岡県浜松市中区東伊場2丁目7番1号浜松 商工会議所会館 5階
ジェット静岡	054-352-8643	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5階
ジェット名古屋	052-211-4517	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-22 名古屋センタービル別館8階
ジェット三重	059-228-2647	〒514-0004 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎2階
ジェット神戸	078-231-3081	〒651-6591 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センター4階
ジェット鳥取	0857-52-4335	〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1
ジェット松江	0852-27-3121	〒690-0826 島根県松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ3階
ジェット岡山	086-224-0853	〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル6階
ジェット広島	082-535-2511	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4階
ジェット山口	083-231-5022	〒750-0018 山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル7階
ジェット徳島	088-657-6130	〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館3階
ジェット香川	087-851-9407	〒760-0017 香川県高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館5階
ジェット愛媛	089-952-0015	〒791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3階
ジェット高知	088-823-1320	〒780-0834 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア6階
ジェット福岡	092-741-8783	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ7階
ジェット北九州	093-541-6577	〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル8階
ジェット佐賀	0952-28-9220	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工 ビル 4階
ジェット長崎	095-823-7704	〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階
ジェット熊本	096-354-4211	〒860-0022 熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所3階

事務所名	電話番号	所在地
ジェット口大分	097-592-4081	〒870-0266 大分県大分市大字大在6番 大分国際貿易センタービル3階
ジェット口鹿児島	099-226-9156	〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6階
ジェット口沖縄	098-859-7002	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター609号室

焼酎・泡盛輸出ハンドブック（中国編）

---

発行 2014年7月  
日本貿易振興機構  
上海事務所、農林水産・食品部  
（無断転載を禁じます）

---